

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 1 号

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

上尾市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 8 年上尾市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条中「市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」を「情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術」に、「行うことができるようにするための共通する」を「手続等を行うために必要となる」に、「市民」を「手続等に係る関係者」に、「を図るとともに、」を「並びに」に、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第 2 条第 3 号中「市の機関」を「市の機関等」に、「又はこれら」を「、これら」に改め、「もの」の次に「又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者」を加え、同条第 5 号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第 8 号から第 1 1 号までの規定中「市の機関」を「市の機関等」に改める。

第 3 条第 1 項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を加え、「市の機関の」を「市の機関等の」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定

する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「の規定」を「の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の市の機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「当該市の機関」を「当該市の機関等」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の」を加え、「市の執行機関が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「より、」の次に「規則で定める」を

加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「の規定」を「の電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に改

め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「に規定する」を「により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第7条を次のように改める。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第9条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「市の執行機関が」を「規則で」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(市による情報システムの整備等)

第 8 条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備に当たっては、申請等及び申請等に基づく処分通知等の電子情報処理組織を使用する方法による実施、申請等に係る書面等の添付の省略、当該情報システムを利用した迅速な情報の授受並びに当該情報システムの共用の推進を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、第 1 項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。